

市立小中学校校務用端末等リース仕様書

1 賃貸借物件名

市立小中学校校務用端末等リース

2 業務概要

市立小中学校で使用している校務用端末等の機器の更新に係る調達を行うもの。

3 対象機器の納入者及び金額

機器	対象機器納入者	住 所
校務用端末 (Chromebook)	株式会社電算システム	東京都中央区八丁堀2-20-8
校務用端末 (Windows)	リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 栃木支社 LA営業部	栃木県佐野市大橋町3215-1
校務用端末 (Chromebook eSIMモデル)	リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 栃木支社 LA営業部	栃木県佐野市大橋町3215-1
プリンター	株式会社エーシーエス	栃木県足利市問屋町1535-12
ディスプレイ	長商店	足利市奥戸町158
ミラーリング	リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 栃木支社 LA営業部	栃木県佐野市大橋町3215-1

※納入に係る初期設定や設置等は、各機器の納入業者が実施します。

4 リース期間

60ヵ月

(令和8年9月1日から令和13年8月31日まで)

5 特記事項

- (1) 対象機器の納入者への支払は、令和8年10月末日までとする。
- (2) 長期継続契約(5年間継続)を締結することから、契約書の締結は初年度のみとする。
- (3) 対象機器類全体を一括してリースすることとする。
- (4) 前払いによるリース料金の支払いはないこととする。
- (5) リース料金の支払いは当月分を翌月の末日とする。
- (6) 固定資産税はリース会社の負担とする。
- (7) 物件のリース期間満了時における物件の返還に要する一切の費用はリース会社の負担とす

る。なお、データ消去及び端末等の離線作業や、その費用については、足利市教育委員会にて負担するものとする。

- (8) リース契約終了時の、物件の引き渡し場所は小中学校33校及び足利市教育委員会とする。
- (9) リース契約終了後は、再リース可能であること。
- (10) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。